

社会福祉法人敬愛会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（2）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人短期入所事業の経営

（ハ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（二）認知症対応型通所介護事業の経営

（ホ）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（ヘ）事業所内保育事業の経営

（ト）一時預かり事業の経営

（チ）障害福祉サービス事業の経営

（リ）障害児通所支援事業の経営

（ヌ）保育所の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人敬愛会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を栃木県那須烏山市滝田1867番地3に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局 1 名、外部委員 1 名の合計 4 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、一名を理事長、一名を常務理事とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、前項の常務理事と理事長以外の理事の1名をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第一七条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族そ

の他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第二一条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第二二条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(責任の免除)

第二十三条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第二十四条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金50,000円以上あらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(役員及び会計監査人の解任)

第二十五条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告する。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二六条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において別に定める。

(職員)

第二七条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二八条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二九条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第三〇条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三一条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第三二条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 栃木県那須烏山市滝田字小滝田日向 1867 番地 3 及び 1866 番地 1 所在の鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根セメント瓦葺二階建特別養護老人ホーム敬愛荘、老人デイサービスセンター敬愛荘及び老人介護支援センター敬愛荘建物 1 棟
一階 (2, 997. 58 m²)
二階 (416. 95 m²)
- (2) 栃木県那須烏山市滝田字小滝田日向 1867 番地 3 所在の木造銅板葺平家建集会所 1 棟 (39. 66 m²) (靈安室兼集会室)
- (3) 栃木県那須烏山市滝田八井戸 1762 番 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建認知症対応型老人共同生活援助事業グループホームさらい建物 1 棟 (747.97 m²)
- (4) 栃木県那須烏山市滝田字長田 1772 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ銅板ぶき 2 階建特別養護老人ホームてんまりの杜建物 1 棟
一階 (791. 58 m²)
二階 (732. 60 m²)
- (5) 栃木県那須烏山市滝田字長田 1772 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ銅板ぶき平家建小規模多機能型居宅介護事業小規模多機能ホームなごみ、事業所内保育事業事業所内保育施設みらいの Kaze 保育園建物 1 棟 (332. 33 m²)
- (6) 栃木県那須烏山市田野倉字清水尻 48 番 7 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建障害者就労継続支援 A 型、B 型事業 bistro perle de beauté、老人デイサービスセンター J OYS フィットネスクラブ、児童発達支援事業空と虹のなーさりい、放課後等デイサービス事業空と虹のアフタースクール建物 1 棟 (695. 88 m²)
- (7) 特別養護老人ホーム敬愛荘、老人デイサービスセンター敬愛荘及び老人介護支援センター敬愛荘の敷地 10 筆 (16, 828. 44 m²)
栃木県那須烏山市滝田字小滝田日向 1867 番 3 の土地 5, 470. 44 m²
栃木県那須烏山市滝田字小滝田日向 1866 番 1 の土地 3, 209. 00 m²
栃木県那須烏山市滝田字小滝田入 1863 番 2 の土地 204 m²
栃木県那須烏山市滝田字小滝田日向 1865 番 1 の土地 3, 051 m²
栃木県那須烏山市滝田字小滝田日向 1865 番 2 の土地 699 m²
栃木県那須烏山市滝田字小滝田入 1863 番 3 の土地 807 m²
栃木県那須烏山市滝田字小滝田日向 1864 番 1 の土地 1, 543 m²
栃木県那須烏山市滝田字小滝田日向 1866 番 2 の土地 818 m²
栃木県那須烏山市滝田字富士山 1867 番 2 の土地 791 m²
栃木県那須烏山市滝田字小滝田日向 1867 番 4 の土地 236 m²
- (8) 認知症対応型老人共同生活援助事業グループホームさらいの敷地 1 筆 (4, 880 m²)
栃木県那須烏山市滝田字八井戸 1762 番 2 の土地 4, 880 m²
- (9) 特別養護老人ホームてんまりの杜、小規模多機能型居宅介護事業小規模多機能ホームなごみ、事業所内保育事業事業所内保育施設みらいの Kaze 保育園の敷地 1 筆 (4,

321.85 m²)

栃木県那須烏山市滝田字長田1, 772番1の土地4, 321.85 m²

(10) 障害者就労継続支援A型、B型事業 bistro perle de beauté、老人デイサービスセンター、JOYSフィットネスクラブ、児童発達支援事業空と虹のなーさりい、放課後等デイサービス事業空と虹のアフタースクールの敷地1筆(1, 724 m²)

栃木県那須烏山市田野倉字清水尻48番7の土地1, 724 m²

3 その他財産は、基本財産、公益事業財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は第四〇条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て栃木県の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、栃木県の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対し

て基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三六条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三七条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類
- （会計年度）

第三八条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三九条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四〇条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第四一条 この法人は社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、

自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 駅前ひろばタッチの運営
- (3) 那須烏山市地域包括支援センターからすやまの設置及び運営
- (4) 介護予防支援事業の設置及び運営
- (5) 配食サービス事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第八章 解散

(解散)

第四二条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四三条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第四四条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四五条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、栃木県の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けるなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を栃木県に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四六条 この法人の公告は、社会福祉法人敬愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当時の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 滝田 一郎

理事 関 三郎

〃 関 善右衛門

〃 寺門 武寿

〃 滝田 直人

〃 木性 正乃

監事 杉田 恭持

〃 渡部 弘

附 則

1 この定款は、昭和57年9月17日から施行する。

附 則

1 この定款は、昭和59年7月27日から施行する。

附 則

1 この定款は、昭和61年12月17日から施行する。

附 則

1 この定款は、昭和63年10月17日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成2年1月19日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成4年3月30日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成4年10月14日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成6年7月5日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成10年5月22日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成11年12月2日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成12年6月27日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成13年9月10日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成15年6月11日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成18年4月26日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成27年9月25日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成29年8月3日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和元年12月11日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和6年1月31日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和6年4月24日から施行する。